



# 特定秘密保護法を考える

外交・防衛上の秘密を守る上で必要であるとし、昨年12月に可決・成立した特定秘密保護法。国民の8割以上が廃案や修正を求め、法案に賛成した自民・公明の議員でさえ提出直前まで知らされなかったというこの法律について、考えてみます。

## 知る権利が奪われる？

「特定秘密」に関わる公務員や民間業者は、秘密が漏れてしまった場合、その目的にかかわらず最大10年の懲役で処罰されます。内部告発は事実上不可能となり、報道機関も公務員などの委縮で取材が難しくなります。行政にとつて都合の悪い事項や国民の不利益となる問題が、ますます隠される危険があります。

安倍首相は「知る権利の保障は今と変わらない」と言いましたが、仮に秘密を報道した場合、強制捜査・処罰を受けない保証は、法律上明記されていません。また、秘密に近づこうとした場合も一般人も含め罰せられます。

## 秘密は永久に秘密

秘密として指定できる期間は「60年を超えるこ

とができない」とされていることから、60年間は秘密指定が可能です。また、60年を超えても秘密指定できるものがあります。①武器、弾薬など防衛の用に供するもの ②外国政府などとの交渉に不利益を及ぼす恐れのある情報 ③情報収集活動の手法・能力 ④人的情報源に関する情報 ⑤政令で定める重要な情報などです。特に⑤は内閣の裁量で決められる余地が大です。これらは、事実上永久に秘密とされることとなります。

## 国会の調査権・自律権を否定

秘密保護法は、行政機関の長が国会に秘密を提供する場合、国会に非公開の「秘密会」を要求しています。しかし、国会審議は公開が原則であり、「秘密会」にするかどうか

は、国会の衆参各院の自主的決定(自律権)に任せられています。秘密指定された情報を審議にかけるために「秘密会」を強制されることは、議院の自律権を奪うこととなります。

## プライバシーは丸裸

また、行政側が「安全保障に著しい支障を及ぼす恐れ」があると判断すれば、一切の秘密を国会に提出しなくて良いとされています。秘密指定さえすれば、行政の思惑で、重要情報を国会に出さないこともできます。これは、衆参各院の国政調査権(憲法62条)を侵害し、国会の「最高機関性」(41条)を否定するものです。

## 警察が堂々と身辺調査を

党に持ち帰って議論することも、専門家に意見を聞くこともできなくなり、強制されることは、議院の自律権を奪うこととなります。

また、行政側が「安全保障に著しい支障を及ぼす恐れ」があると判断すれば、一切の秘密を国会に提出しなくて良いとされています。秘密指定さえすれば、行政の思惑で、重要情報を国会に出さないこともできます。これは、衆参各院の国政調査権(憲法62条)を侵害し、国会の「最高機関性」(41条)を否定するものです。

## 突然犯罪者に？

政府は「法定された調査事項以外の個人情報収集することはない」(特定秘密の保護に関する法律Q&A「以下Q&Aと記す」としていますが、とりわけ①など政治的な主義主張に関わる事項は、家族や知人も含め生活の

扇動(呼び掛け)、など極めてあいまいなもので処罰の網をかぶせています。どのような情報や振舞いが犯罪に当たるとか、予測がつかないうちに、ある日突然、犯罪者にされる恐れがあります。

## デモテロテロ処罰の対象に？

政府Q&Aは「処罰の対象となるのは：秘密であることを知って：行為を行う必要がある」としていますが、「この情報が秘密だ」と知らなかったとしても処罰されます。(客観的な状況から特定秘密であると認識していると認定できる場合には処罰できる)内閣情報調査室答弁。2013年11月12日衆議院特別委員会

秘密保護法は犯罪とされる行為(構成要件)が不明確なため、刑罰権が乱用される恐れがあります。石破茂自民党幹事長はデモ活動を「テロ行為と本質において変わらない」(13年11月29日のブログ)と言いましたが、現実となる恐れがあります。秘密保護法はテロを「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」(同法12条)と定義しています。「テロ行為」主義主張を強要し」と解釈されればテロ行為とみなされ、処罰の対象とされる恐れもあります。

## 逮捕理由も「秘密」

捜査機関が逮捕・捜査する場合は、理由となつた犯罪や捜索場所などを明示する「令状」(憲法33条、35条)が必要です。しかし容疑となつた事実が秘密のため、令状には書かれませんが、起訴や公判でも秘密のままです。弁護士にも知らされません。裁判官は秘密を知ることあり得ますが、漏えいすれば処罰されます。

## 戦前の教訓に反する

安倍首相も国会答弁で「令状等に内容全てを明示しなくても、例えば『暗号に関する特定秘密』と号のように明らかにすることが考えられる」(13年11月参議院本会議)と述べています。まさに「暗黒裁判」であり、人権を手続的に保障した憲法31条に違反します。

## 秘密保護をめぐる世界の流れーツワネ原則ー

国家機密の保護をめぐる規定は各国様々ですが、権利に関する国際原則」が昨年6月にまとめられました。70カ国以上の専門家500名以上が携わりました。発表の場が南アフリカ共和国のツワネ地区だったため、「ツワネ原則」と呼ばれます。

ツワネ原則は、国家機密の必要性を認めながらも、国が持つ情報の公開原則とのバランスに配慮すべきだと勧告しています。公開の規制対象は、国防計画、兵器開発などに限定し、①国際人権・人道法に反する情報は秘密にしてはならない②秘密とする期限や公開請求手続きを定める③情報開示による公益が秘密保持による公益を上回る場合には内部告発者は保護される④メディアなどの非公務員は処罰の対象外とする、などが盛り込まれる(3面に続く)

寄稿

消費税率引上げの予測 (前篇・医科)

税理士 奥津年弘 (東京あきば会計事務所)

消費税が上がるとどうなる？

今年4月から8%への引上が目前となり、1年半後の来年10月から10%に引き上げの予定です。消費税率が上がるとどうなるのでしょうか。ここでは現状5%と8%・10%時の場合を比較してみましょう。各医療機関規模も状況も異なりますが、考え方を理解して試算してみてください。課税対象の薬品・検査料・経費など集計し、その税抜金額(100/105)を計算して、それに1.08%、1.10%を乗じたものが、増税後の額です。納めている消費税額は、8%時1.6、10%時は2倍額が目安です。

内科(院外・院内処方)の場合

例として内科で、院外処方(収入5,155万円)と院内処方(収入6,955万円)の場合、経費等の増額を推計してみました(別表参照)。

前提としては、健診・予防接種の収入は単価が増税率分引き上げられたが、保険収入は変わらないとしました。院外処方の場合は、8%で現在の利益より、33万円減少し、院内処方の場合は、84万円減少します。納税額は、簡易課税という計算方法ですと、現在約27.5万円ですが、それぞれ17万円増加します。よって支出増は、院外処方33+17=50万円、院内処方84+17=101万円となります。

ゆえに、保険収入が、年間収入と同額上らなければペイしません。率にして院外50/4000=1.25%、院内101/5800=1.74%となります。

診療報酬は上がらない

社会保障内容が実質切り詰められている中で、診療報酬が1.25%~1.74%上がるのでしょうか。今年1月8日に開かれた中医協の消費税負担に関する分科会では、消費税率引き上げ分に対応する診療報酬の改定率を全体で1.36%(財源約5,600億円)とする資料を提示しました。しかし昨年12月24日の予算案閣議決定時には、診療報酬を全体で0.1%の増額と決めているため、実質的な収入増は期待できません。

膨らむ経費

医療器械など大きな設備投資税抜価額500万円で購入する場合、消費税負担が、25万円から40万円になり15万円増えることとなりますから、その年度は大きく経費が膨らみます。

さらに、人件費も昇給要望が強まりますし、課税対象外経費(医師会・学会な

Table with columns for 院外処方 (5%, 8%, 10%) and 院内処方 (5%, 8%, 10%). Rows include 収入 (Insurance, Self-payment), 原価と費用 (Insurance, Medical supplies, etc.), and 利益 (A-B, C, D).

どの諸会費・保険料なども消費税という物価上昇に伴い値上げとなります。中医協が課税経費の消費税分のみを数値計算して財源を手当てしたとしても、単なる「言い訳」にすぎません。結果として点数が引き下げられる診療項目や人件費、課税対象外経費の値上げなどは視野にありません。

受診抑制もはたらき...

非課税といえながら、診療報酬が上がった分、患者さんの自己負担額も増えるので、家計費の切り詰めから受診抑制がおり収入が減少することも考えられます。抜本的な解決策は、輸出と同じようにゼロ税率の導入ですが、政府与党内では、ゼロ税率の議論はまったくありませんでした。8%に引上げ時でも、かなり利益は減少することは明白です。10%への引上げは、診療報酬が実質上らなければ、院外・院内それぞれ82万円、168万円の負担増となります。さらなる引上げはやめさせなければいけません。経済状況により引下げの声・運動も必要になるでしょう。今回は歯科と注意点を見ていきます。

(2面より続く) ています。

情報開示の方向

アメリカ政府は2010年「過剰機密削減法」を成立させました。秘密情報が増えすぎて処理能力を超えたことが逆に漏えいリスクを高めているからです。イギリスでは3年前、秘密情報公開までの期間が30年から20年に短縮されました。また、秘密漏えいの懲役刑について、アメリカと日本は10年となつていますが、ドイツは5年、イギリスは2年です。

医療者と秘密保護法

秘密保護法については、医療者も全く無関係ということにはなりません。考えられるケースは次の通りです。

町工場社長の太郎さんは、自衛隊航空機の製造に関わることになった。以前、気分が落ち込んだ時「うつ病かも」と、近所の医院を受診したことがあった。この医院に「適正評価」のため政府の委託を受けた調査員が太郎さんのカルテを見せて欲しいと突然やってきた。

Q、太郎さんに断りなくカルテを調査員に見せてよいのか。

A、見せたことで、刑法等の守秘義務違反には当たらないと、現時点では考えられます。(日本弁護士連合会(日弁連)の回答)

刑法134条1項には「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、...の職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知りえた人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」とあります。

日弁連によれば、法律である秘密保護法は刑法の「正当な理由」に該当すると考えられるので、罰則は科せられないと解釈されるところでした。しかし、今後決められる具体的な運用でどのような取り扱いになるかわからないので、言明はできないとのことでした。

尚、秘密保護法において、調査員にカルテ開示を拒否した場合の罰則はありません。しかし、内閣官房の審議官は参議院の答弁で「照会を受けた団体には回答する義務がある」と述べています。

各地で反対の声が

当協会や保団連、当協会も加盟する東北ブロック連絡会では抗議・反対声明を発表しました。

秘密保護法の撤回、見直しなどを求める議会請願が、早くも全国91議会で採択されています。県内では花巻市議会と軽米町議会で採択されています。

また、宮崎駿、吉永小百合ら映画監督・俳優らで構成する「映画人の会」や大学教授などで構成する「学者の会」、坂本龍一らでつくる「表現者の会」など多くの団体が反対する声明・決議を出しています。また、反対する会も次々発足しており、「特定秘密保護法に反対する医師と歯科医師の会」は、現在500名以上の賛同者が名を連ねています。会のホームページアドレスは次の通りです。

http://hahan.jindo.com/

尚、現在行われている通常国会において、民主党など野党は、引き続き廃案を求めていく構えです。

今後の課題

安倍首相はメディア等で「秘密保護法が施行されても国民の生活は今までと変わらない」などとうそぶいていますが、その言葉の信ぴょう性・有効性に確証はありません。

前記の懸念事項が現実となり国民に不利益が生じた場合、首相や政府はどのように弁明するのか、その責任をどう取るのか、全く分かりません。政府は1年以内の施行を目指し、具体的な運用規程を検討しているところですが、しかしこうした疑問や課題が解決されない限り、この法律は国民多数の支持を得ることは難しいでしょう。

解決されるべき課題

- 国民の知る権利をどう保障するのか
・ 正当な内部告発をどう守るか
・ 基本的な人権(憲法11条)をどう保障するのか
・ 個人のプライバシーをどう守るのか
・ 思想・信条の自由(憲法14条、19条)をどう保障するのか
・ 秘密の指定と解除を「行政の長」だけにまかせてよいのか
・ 秘密指定のチェック機関を内閣府など身内の機関だけにしてよいのか
・ 逮捕状や起訴状に秘密が記載されないで、被疑者、被告人はどう闘えばよいのか
(参考資料...岩手日報、日本経済新聞、毎日新聞、しんぶん赤旗、河北新報、日弁連作成の「特定秘密保護法案と国会・国会議員に関するQ&A」)

# 復興住宅に移りたくても移れない

12月21日と22日に、兵庫県保険医協会の広川恵一先生、鳥取協会の家原猛先生他、保団連事務局等が県内の被災地を訪問しました。

課題は受診できない被災者

まず、ご自身も被災された宮古市の後藤泌尿器科皮膚科医院院長の後藤康文先生に震災当時のお話を伺いました。

後藤先生は、津波に備えて屋上に発電機を設置したり、その他燃料等も備蓄するなどの対策をとっており、震災当日は多くの市民が避難のため逃げ込んだそうです。



後藤先生（左）の活動を聞く参加者

医院は1・5mほど浸水したものの、建物自体が倒壊することはなかったようですが、それでも自院の周りには、遺体が5体見つかったという凄惨な話を写真と交えてお話ししました。

最後に後藤先生は、窓口負担免除は必要だが、本当に厳しいのは、受診したくても受診できない被災者であり、課題であるとし、神戸の震災が教訓になって様々備えをしてきたが、さらに無線の整備を進めているとおっしゃっていました。

参加者は減っており、仮設から退去された方も直接把握できておらず、コミュニティとしての集会所の機能も薄れつつあるとのことでした。

また別の仮設の住民の方々からは、隣の精神疾患の住人が気になり、生活が落ち着かない。一番の希望は復興住宅に転居することだが、初期費用が必要だし、賃料もそんなに安いわけではないので、年金暮らしだと引越したくても引越せない。せめて初期費用を減らす方策をとってほしいと訴えました。

また、集会所では談笑したり作業されている女性の方々をお見かけしたものの、こういう場には参加しづらいのか、男性の姿はほとんど見かけませんでした。

長い仮設生活によるアルコールの摂り過ぎや運動不足が課題になっていきますが、自治会長さんをはじめ、住人が外に出てこられるような企画作りなどに努力されていることに頭が下がる思いがしました。

## 患者さんに制度を

## 勧めてみる

### 患者負担軽減制度学習会開催

当協会社会保険部は11月26日、八幡平市の西根地区市民センターにて「窓口業務のための患者負担軽減制度学習会」を開催しました。8医療機関20名が参加しました。

担当部長である南部副会長のあいさつの後、当協会の伊藤事務局員が保団連作成のパンフレット「知っておきたい国保の

実態と改善の方策 医療機関窓口での対応」をもとに、国保をとりまく厳しい状況や国保における窓口負担軽減制度、公費負担医療制度の概要、医療費助成制度、医療機関における未収金の対応などについて、1時間程度説明を行いました。



会場のようす

患者負担の軽減制度は、基本的には患者さん

自らが申請しなければ受けられないものなので、窓口において可能な限り患者さんへ制度を案内して頂くようお願いしました。

参加者より、「経済的に厳しい患者さんがいるので制度の申請を勧めてみようと思う」などの感想が寄せられました。

## 味処

208

## 和の膳 みや川

釜石市



「日替わり定食 1,000円」

写真は釜石商工会議所様より提供

店先の看板でまず目についたのは、「限定10食日替定食」の文字でした。

よく見ると、1000円なのに7種類ものおかずとおにぎり2個、おまけにソバ付きとのことでした。迷わず入店。「日替定食ありますか」と、すかさず店員さんに確認したところ、まだあるとのことでした。ホットし注文しました。

待つこと10分。運ばれてきた竹編みの籠に入っていたのは、サワラの刺身、白身魚のから揚げ、ほうれんそうのおひたし、ひじき煮、自家製豆腐、茶碗蒸し、シラスおろしでした。それぞれの量はわずかですが、種類が多く見た目も綺麗、いろいろ味も楽しめるのでグッドです。おにぎりの中身は、焼きたらことおかか、ふくらと炊き上げたごはんに見事にマッチしていました。米は秋田県産のコシヒカリだそうです。温かいソバには舞茸とゲソの天ぷらがトッピングされていて、ミニサイズとはいえず、食べ応えがありました。他にも刺身や揚げ物が

釜石市鈴子町2-1  
シーブラザ釜石2階  
TEL 0193 (22) 1234  
定休日 水曜  
営業時間  
11:30 ~ 14:30  
18:00 ~ 22:00

### 理事会だより 11月

2013年 12月17日(火) 19:00 ~ 20:05

#### 【日時】

12月17日(火)

#### 【場所】

ホテルロイヤル盛岡 併せて20名

#### 【出席者】

役員、事務局

現在、保険医休業保障共済保険の包括移転に伴い、弔慰給付金受取人の確認とデータ管理作業を行っております。これまで、加入時に指定された受取人が既にお亡くなりになられている、ご結婚された受取人を配偶者に変更し忘れていた、などのお申し出が事務局に寄せられております。お心当たりのある先生におかれましては、現在の受取人をお調べ致しますので事務局までお問い合わせ下さい。

の一部改正の提案に 対して同意すること が承認された

3、住友生命保険の 個人保険集団扱いの 取り扱いについて承認された

4、ドキュメンタリー映画「風のかたち」小児がんと仲間たちの10年」上映 会企画書について3 回上映することが承認された

メインの「釜石定食」、山田産力カキの「カキフライ膳」、「海鮮丼」など種類が豊富です。 昼食時は混雑している ので、早めに入店するのがおすすめです。